

財政健全化判断比率（実質公債費比率）の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づき、毎年報告が義務付けられている財政健全化判断比率のうち実質公債費比率について、平成 28 年度決算から令和 6 年度決算に係る算定に誤りがあったため修正を行い、監査委員の意見を付して、令和 8 年 9 月第 3 回議会定例会にて報告を行いましたので、以下のとおり公表します。

今後、再発防止に向けて適切な対応を講じてまいります。なお、再算定による決算への影響はございません。

【修正内容】

健全化判断比率のうち、実質公債費比率の公表数値に誤りがあり、修正をしました。

修正数値は以下のとおりです。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率には修正はありません。

決算年度	実質公債費比率（3 カ年平均）		【参考】 早期健全化基準
	修正前	修正後	
令和 6 年度	4.4%	5.9%	25.0%
令和 5 年度	3.3%	4.7%	
令和 4 年度	1.8%	3.0%	
令和 3 年度	0.4%	1.4%	
令和 2 年度	-0.3%	0.3%	
令和元年度	-1.0%	-0.5%	
平成 30 年度	-1.0%	-0.6%	
平成 29 年度	-1.0%	-0.7%	
平成 28 年度	-0.6%	-0.5%	